

第 181 回：社会保険・労働保険の加入条件(パートタイマー・アルバイト等)

第 178 回で正社員の方の社会保険・労働保険の加入条件を扱いました。今回は、パートタイマー・アルバイトの方の加入条件について取り上げます。

■ 加入対象者の条件

適用事業所に常時使用される 70 歳未満の方は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず社会保険(労働保険を含む)の加入対象になる、というのは前回記載しました。

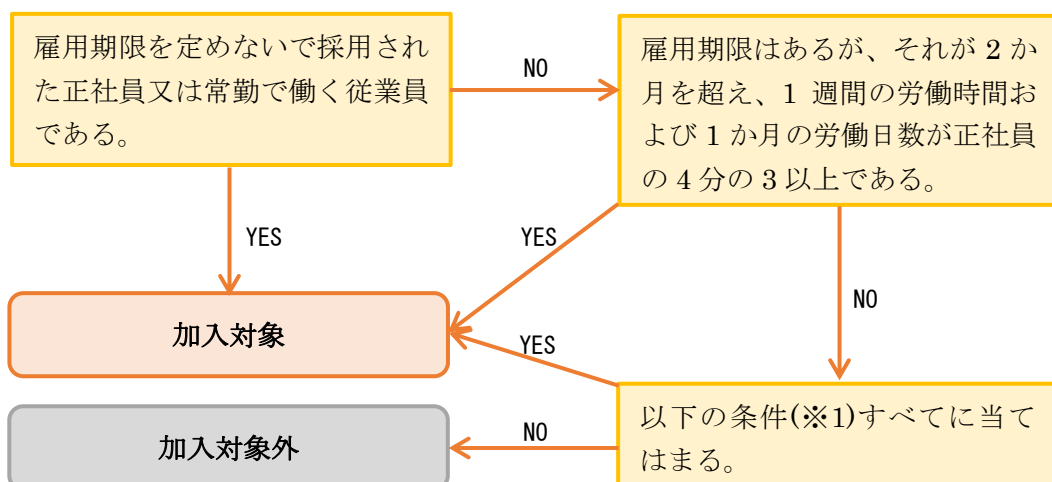
厚生年金保険法には、上記加入対象者の次に社会保険(労働保険を含まない)の被保険者とされない人が規定されています。

被保険者とされない人	被保険者となる場合
日々雇い入れられる人(※1)	1 か月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から被保険者になる。
2 か月以内の期間を定めて使用される人	所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から被保険者になる。
所在地が一定しない事業所に使用される人	いかなる場合も被保険者にならない。
季節的業務に使用される人(※2)	継続して 4 か月を超えて使用される予定の場合は、当初から被保険者になる。
臨時的事業の事業所に使用される人	継続して 6 か月を超えて使用される予定の場合は、当初から被保険者になる。

※1 一日限りの雇用契約または一ヶ月未満(31日未満)の有期労働契約で雇われた人のこと。

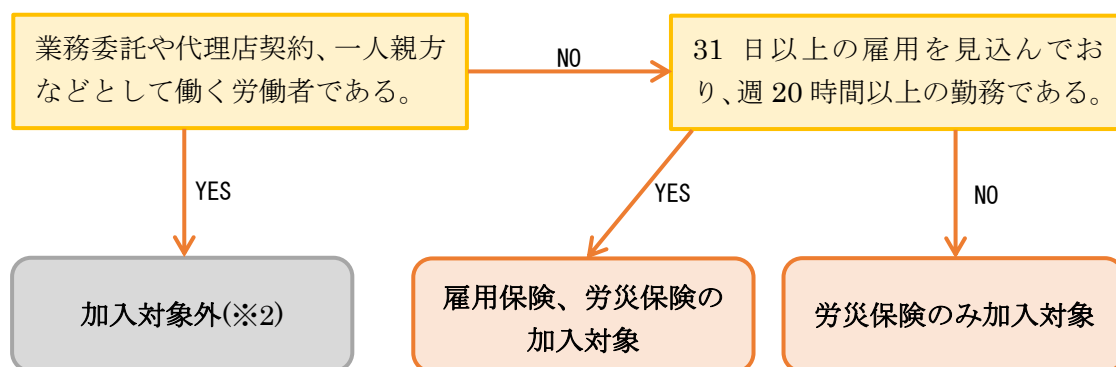
※2 船舶所有者に使用される船員を除く。

上記以外のパートタイマー・アルバイトには、雇用期限や労働時間に関する条件が決められています。



- ※1
- ・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上である。
 - ・ 雇用期間が 1 年以上の見込みである。
 - ・ 月額賃金が 8.8 万円以上である。
 - ・ 学生ではない。
 - ・ 勤め先の従業員数が 501 名以上(特定適用事業所)である。

一方、労働保険の加入条件は下記のようになっています。



※2 個人事業主であっても、条件を満たせば労災保険に加入できます。(特別加入制度)

上記のように、パートタイマー・アルバイトの方は加入条件が細かいため、経営者、従業員ともに十分な確認が必要です。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までご連絡をお待ちしております！